

議案第9号

飯能市消防団条例の一部を改正する条例（案）

飯能市消防団条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条中「386人」を「365人」に改める。

第5条第2項第1号中「又は勤務している」を「勤務し、又は通学している」に改める。

第15条中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第15条に次の1項を加える。

3 消防団員が災害又は訓練の職務に従事した場合においては、次のとおり出動報酬を支給する。

災害の場合 1日につき 8,000円（職務に従事した時間が4時間未満の場合は、4,000円）

訓練の場合 1日につき 2,400円

第16条第1項を次のように改める。

消防団員が警戒等の職務に従事した場合においては、費用弁償を支給するものとし、その額は、飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市消防団条例第16条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の職務に対する費用弁償について適用し、同日前までの職務に対する費用弁償については、なお従前の例による。

令和4年2月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第4条 消防団員の定員は、<u>365人</u>とする。</p> <p>(任命)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 団長以外の消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 市内に居住し、<u>勤務し、又は通学していること。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(報酬)</p> <p>第15条 <u>消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p><u>2 消防団員には、次のとおり年額報酬を支給する。</u></p> <p>省略</p> <p><u>3 消防団員が災害又は訓練の職務に従事した場合においては、次のとおり出動報酬を支給する。</u></p> <p><u>災害の場合 1日につき 8,000円 (職務に従事した時間が4時間未満の場合は、4,000円)</u></p> <p><u>訓練の場合 1日につき 2,400円</u></p> <p>(費用弁償)</p>	<p>(定員)</p> <p>第4条 消防団員の定員は、<u>386人</u>とする。</p> <p>(任命)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 団長以外の消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、団長が市長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 市内に居住し、<u>又は勤務していること。</u></p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(報酬)</p> <p>第15条</p> <p>消防団員には、次のとおり<u>報酬</u>を支給する。</p> <p>省略</p> <p>(費用弁償)</p>

第16条 消防団員が警戒等の職務に従事した場合においては、費用弁償を支給するものとし、その額は、飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の例による。

2 省略

第16条 消防団員が災害の現場に出動し、又は招集に応じて警戒、訓練等の職務に従事した場合は、費用弁償として1回につき2,400円を支給する。

2 省略